

彦根市情報基盤整備総合ネットワーク更新業務（令和 8 年度導入）プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月 9 日

1 目的・概要

彦根市（以下、本市という。）では、機器の老朽化や保守契約の終了等にもない、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて、行政のネットワーク、情報セキュリティ、職員の端末等の全体的な見直しを行うこととしています。

見直しに際しては、基盤のクラウドサービスの活用や必要なセキュリティ技術を取り入れ、アフターコロナに社会様式が移り変わる中、チャットツール、テレワークや WEB 会議がさらに効果的に運用を実現できるソリューション導入を再検討します。また、個別の環境で実現している既存のシステム群等の一本化等の最適化によるコストダウンや、職員の業務工数の削減等の BPR に資する環境の実現、併せて市民サービスや ICT-BCP の向上を目指します。

このような背景を前提に、ネットワーク・仮想基盤・セキュリティ機器およびシステム等の情報基盤整備事業の受託者を決定する公募型プロポーザルを行います。

2 契約の内容

(1) 件名

彦根市情報基盤整備総合ネットワーク更新業務（令和 8 年度導入）

(2) 契約について

機器リース契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日まで

本業務による導入物品等は、別途決定するリース会社から彦根市が借り受けるものとする。

ただし、クラウド基盤等の直接契約による使用料支払い（月額）ができる場合はこの限りではない。

また、クラウド基盤以外の月額での費用支払いが可能な項目（常駐 SE 費用や各種保守費用等）においてもリース会社からの代理回収もしくは直接契約とし、賃貸借の対象とはしないため、見積もりの内訳の中で可否を示すこと。

(3) 履行場所

仕様書記載の対象範囲施設および関連データセンター

(4) 業務内容

別紙「彦根市情報基盤整備総合ネットワーク更新業務(令和 8 年度導入)調達仕様書」のとおり。

(5) 見積もり上限額（本業務に要する費用の総額）

944,585,000 円（税込）

3 プロポーザル実施要領

(1) プロポーザルの名称

令和 8 年度彦根市情報基盤整備総合ネットワーク更新業務 プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

(3) 参加資格

本調達への参加を希望する事業者は、以下の全ての条件を満たしていること。

- ① 彦根市の入札参加資格者名簿に登録を受けている者であること。
- ② 彦根市から入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項もしくは第 19 条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 彦根市暴力団排除条例（平成 23 年彦根市条例第 17 号）第 6 条の規定により、次の（ア）から（カ）の要件に該当する者でないこと。
 - （ア）役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - （イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - （ウ）役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - （エ）役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - （オ）役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - （カ）上記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ⑥ 人口約 5 万人以上の自治体において当該業務の実績を有すること。（滋賀県内や近畿圏の実績があれば尚可）あくまでプロポーザル参加（主幹）企業の構築・運用実績を提示すること。
- ⑦ 過去 5 年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いがないこと。
- ⑧ ISMS の認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- ⑨ ネットワークスペシャリストの有資格者をプロジェクトに参画させること。ネットワーク構築についてこの有資格者が主体的に参画する体制とすること。
- ⑩ 情報処理安全確保支援士の試験合格者を情報セキュリティ統括責任者としてプロジェクトに参画させること。

4 審査および契約について

(1) 選定方法

① 提案の募集

参加を希望する事業者から必要書類の提出を受け、参加資格を満たす事業者を審査対象事業者とする。

ア 提案書類作成等に係る参加申請および質問の受付・回答

- ・電子メールにて担当課あてに「(様式第1号)参加意思表明書」「(様式第4号)質問票」を提出する。※質問がない場合は、「(様式第4号)質問票」の提出は不要。

【提出期間】 令和7年4月9日(水)から令和7年4月15日(火)正午まで(必着)

- ・各事業者からの質問内容を取りまとめ、参加意思表明があった事業者すべてに、質問および回答を電子メールにて送付する。なお、質問の回答内容は仕様書の追加または修正とみなす。

【回答日】 令和7年4月18日(金)

イ 企画提案書等の提出

- ・「②提出書類」の3. 企画提案書から5. 見積書を①簡易製本したもの(8部)、②データを格納した電子媒体(CD-R)(1部)を担当者へ事前に電話連絡の上、直接持参すること。それ以外(郵送・宅配便および電子メール等)での提出方法は不可とする。各資料のファイル形式は、Microsoft Office (Word・Excel・Power Point)もしくはPDFファイルとすること。

【提出期限】 令和7年5月13日(火)正午まで(必着)

注意事項

- ・提出期限を過ぎた場合、企画提案書は受け付けない。
- ・公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が提案事業者の瑕疵に因るものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。
- ・提出書類は返却しない。また、提出した資料の差替えおよび再提出は認めない。
- ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

② 提出書類

審査対象事業者に対して、以下の書類の提出を求める。

番号	書類名	内容、様式、提出部数
1	参加意思表明書	プロポーザルへの参加を申請するもの 【様式】指定(様式第1号)、A4版縦置き、横書き 【提出部数】1部

2	プロポーザル 参加辞退届	プロポーザル参加意思表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった際に提出するもの 【様式】指定(様式第2号)、A4 版縦置き、横書き 【提出部数】1 部
3	企画提案書	実施要項と仕様書に基づき、事業者の実施内容を提案するもの 【様式】任意、詳細については仕様書内記載内容を参照 【提出部数】印刷したもの8 部、データ1 部
4	導入実績表	事業者の類似業務の導入実績を示すもの 【様式】導入実績表(様式3) 、A4 版縦置き、横書き、詳細については仕様書内記載内容を参照 【提出部数】印刷したもの8 部、データ1 部
5	見積書	企画提案書に記述された内容を実施するための費用を見積りしたもの 【様式】任意、詳細については仕様書内記載内容を参照 【提出部数】代表者印を押印した製本：1 部、副本(写し)：7 部 データ1 部

③ 審査

審査は、提出された企画提案書等、プレゼンテーションおよび彦根市職員で構成する審査員によるヒアリングで実施し、各審査員の評価点数の合計数が最も高く、かつ、満点と合計点の割合が60%以上である事業者を本調達に適した最優秀事業者として選定する。

【評価項目】

「添付1_企画提案評価シート」のとおり。

④ 契約

契約は「彦根市契約規則」に基づき、最優秀事業者と仕様書を確認した後に、今後、作成する契約書により契約をする。

最優秀事業者が、辞退およびその他の理由で契約できない場合は、当該次点提案者を最優秀事業者として繰り上げる。

なお、契約にあたって、本市が仕様書で示した要件を変更する必要がある場合は、最優秀事業者と協議を行い定めるものとする。

⑤ 選定の取消し

最優秀事業者選定後であっても、参加資格が条件を満たさなくなった場合は、その決定を取り消す場合がある。また、提案資料等に虚偽の記載または内容に重大な誤りがあった場合は、提案を無効とし最優秀事業者選定後であっても、その決定を取り消す場合がある。

(2) 提案に当たっての留意事項

① 提案者の義務

提案する事業者は、提出書類に関して本市から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

企画提案に当たり、提案者は適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。

② 提案に係る費用負担

本調達の提案に係る一切の費用(印刷代を含む。)は、事業者が全て負担するものとする。

(3) 配布、提示書類等の扱い

本調達の提案に関して本市が事業者に配布、提示した書類は、本調達の提案に係る以外の目的で使用してはならない。事業者は、最優秀事業者の選定から漏れた段階で各自の責任において破棄すること。

本事業の提案に当たって知り得た一切の情報については、守秘義務を遵守すること。

(4) 提案の無効

以下のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ・参加資格を満たさない事業者が行った提案
- ・提案書類が定められた日時までに到達しない提案
- ・提案書類の記載内容に虚偽がある提案
- ・提出すべき必要書類が欠如している提案
- ・契約上限金額を超える金額での提案
- ・その他仕様書等において示した条件等に違反した提案

(5) 調達の取りやめ・一時中止等

提案する事業者がいない場合、または、審査の過程で本調達の候補者として適切な事業者がいないと審査会が判断した場合には、本調達を取りやめ、または一時中止とし、その結果を速やかに関係する事業者へ通知する。

提案者等が不適切な行動をとった場合およびその疑いが生じた場合において、公正に企画提案を執行できない、またはその恐れがあると判断した場合には、当該事業者を企画提案に参加させず、もしくは、本調達を取りやめ、または一時中止とし、その結果を速やかに関係する事業者へ通知する。

(6) その他

公正、公平な選定を実施し、適正な審査を行うため、選定方法について一部変更することがある。また、審査の過程において、事業者に対し、提出書類の修正や追加資料の提出を求めることがある。

5 スケジュール

項目		選定日時等
実施要項の公表		令和7年4月9日(水)
参加申請書の提出および提案書類作成等に係る質問の受付・回答	受付期間	令和7年4月9日(水) から令和7年4月15日(火) 正午まで(必着)
	回答	令和7年4月18日(金)
企画提案書等の提出		令和7年5月13日(火) 正午まで(必着)
審査(プレゼンテーション)※1		令和7年5月19日(月) ■プレゼンテーション会場 彦根市役所本庁舎会議室 2-1 ■事業者待機場所 相談室 2-2
審査結果通知		令和7年5月23日(金) (予定)
運用開始日		令和8年6月1日 (月)

※1 プレゼンテーションおよび審査員によるヒアリングの日程ならびに会場については、後日、審査対象事業者に文書で通知する。

6 提案書類の作成および取扱い等

調達仕様書に記載のとおり。

7 書類の提出および問合せ先

〒522-8501 彦根市元町4番2号

企画振興部 情報政策課 担当：星野・福原

電話：0749-30-6104 FAX：0749-26-4472

Email：johoseisaku@ma.city.hikone.shiga.jp